

理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 城南福祉会定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬等は、定款第八条および第二一条に定めるとおり無報酬とする。

(公 表)

第3条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。